



平成19年 5月 1日

国土交通省道路局長 様

滋賀県高月町長 北村又郎



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

平成19年4月2日付け国道企第114号で道路局長から依頼があった標記のことについて、下記により意見として回答します。

I 重点化を進める上で特に優先度の高い政策実現の視点から

立場上、市町村道や県道の改良事業に関心が高く、住民の要望も強いことを承知しているため、「地方自治体の道路整備計画（アクションプログラム）を尊重」されたい。

地方自治体は、道路整備計画の尊重が明確になれば、重要度緊急度を序列化させることで堅実な道路整備を推進できる。

国道8号の、長浜以北のバイパス工事を進め、湖北地域の活性化を支援されたい。

国道303号の木之本(杉本)余呉(川並)西浅井(塩津北)間をバイパス化されたい。

国道8号と303号をジョイント化し、県北部の振興と福井岐阜との交流活性化の促進を図られたい。

II 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこととして

「国県町道の整備は、歩道と照明の整備を優先」させることとされたい。

一般道は一応の整備を見ており、これを補完する意味合いで交通安全施設整備が急務であり、児童生徒の通学をはじめ交通弱者と言われる人々の安全を確保するため、ソフトな事業への市民のニーズと理解を重く受け止めたい。

また、高齢化がすすみ健康で老いることへの関心が強まる中、ウォーキングなどの利用も増加傾向にある上、歩道や照明の整備は積雪のある当地域にとっては歩道の機械除雪が可能となり特に有効と思料される。

III その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見として

地方財政は逼迫しており、道路台帳整備や道路の維持補修でさえ先送りせざるを得ない状況にあるため、維持補修費用についても事業費補助制度を設けられたい。(交付税措置をされても道路整備予算に直結しないため)

内容については、「舗装の改築、路肩等の除草やゴミ処分に要する支援費」をお願いします。沿線住民の協力を得て維持が図れるような体制整備に努めていく所存です。